

安保関連法案に対する IADL 声明についての記者会見 (8月20日)

日本国際法律家協会会長 大熊政一

IADL BUREAU 新倉修

IADL BUREAU 笹本潤

日本国際法律家協会理事 飯島滋明

国際民主法律家協会 (IADL) は、安保関連法案について声明を出しました。IADLは、90カ国の民主的法律家からなる団体で、国連の経済社会理事会の協議資格をもつNGOで、レジスタンスに参加した法律家を中心となって不戦平和と人権福祉という国連憲章の「精神」に根差して作られた国際的な法律家団体です。



今までIADLは、沖縄の米軍基地問題や憲法9条の問題など、日本の平和問題には大きな関心を寄せて来ました。安保法案との関連では、特に集団的自衛権と9条、平和的生存権について多く触れています。

また、合わせて、「ヒロシマ・ナガサキから原爆投下70周年にあたっての核廃絶、平和への権利の実現を呼びかけるIADL声明」も発表しました。

(メディア宛での「記者会見のお知らせ」より)

大熊

私は、日本国際法律家協会の会長をしております、弁護士の大熊政一と申します。本日の司会進行をつとめさせていただきます。日本国際法律家協会は、英文の頭文字をとってJALISAと略称されている法律家団体です。JALISAが所属しているIADL、国際民主法律家協会が、衆議院を通過し、現在参議院で審議が行われている安倍内閣による安全保障関連法案に対して、強い懸念を表明し、これに反対するという声明を8月15日付で発表しました。安倍内閣による安全保障関連法案については、衆議院の審議経過を通じて、反対の国民世論がますます大きくなり、昨日行われた野党党首による共同記者会見でも野党が結束して法案阻止に尽力するということが表明されたところでもあります。こうした法案反対の国内世論の広がりや盛り上がりも重要ですが、これに加えて国際世論の中で、この法案が強い懸念を持って受け止められているということも、国内世論の動向に劣らない重要なファクターだと考えております。今回のIADL声明は、戦争を

放棄して戦力の不保持と交戦権の否認を規定した日本国憲法9条を国際社会に対する重要な誓約としてとらえるだけではなく、9条が国際法のもとで法的拘束力を有する義務であるということを描いて、このような世界に発信する価値と力を持っている9条とその理念を世界にひろめるキャンペーンを支持するという立場から、この9条の解釈適用を変更して集団的自衛権の行使を容認し9条を破壊しようとする安倍内閣による安全保障関連法案に対して明確な反対のメッセージを表明したものであります。IADLは全世界の民主的法律家を結集する組織です。そのような組織が、いま申し述べたような9条の国際的価値と意義を高く評価する観点から、安全保障関連法案に対し、明確な反対のメッセージを表明したことは、国際世論を見るうえで看過することができない重要性を持っていると思います。政権も国際世論の動向には無関心ではいられないと思います。ここに同席している3人から、IADLの活動、声明の内容、声明発表に至る経緯、各国法律家の反応、声明についての討議の内容、今後の運動などについて、ご説明させていただきます。あわせて8月9日に発表されたIADLによる広島および長崎での原爆投下70年目に当たり、核兵器の完全廃棄と基本的人権としての平和への権利の承認を呼びかける声明についても触れる予定です。

新倉

私はJALISAにずいぶん長く所属しておりますが、同時にIADLにコミットして、80年代から付き合いがあります。つい先日までIADLの事務局長をしていましたが、現在の事務局長はベルギーのヤン・フェルモンさんで、会長は、私が事務局長をしていたころと変わらず、再任でアメリカのジーン・マイラーさんという法律家です。



1946年という戦争が終わり、早い時期に作られた伝統ある国際組織が、なぜこの時期に日本に対して鋭いまなざしを投げかけているのかということは注目する点ですが、2つ理由があります。

1つは、そもそもIADLは、ナチスに抵抗したレジスタンスの法律家が中心になって作られた法律家団体ですから、当然、戦争について根本的に反対です。

もう1つは、初代会長はルネ・カサンというレジスタンスの法律家としてフランスで非常に有名で、かつドゴールの右腕とも言われた見識ある法律家ですが、この人は実は1948年の世界人権宣言の起草者の一人でした。人権委員会がこの起草にあたったのですが、その時の委員長は故ルーズベルト大統領の妻のエレノアさんです。ルネ・カサンは以前から世界的な人権宣言を作るべきだと言っていたので、フランスの代表として送り込まれました。起草過程で彼の意見が相当取り入れられています。世界人権宣言の28条で、戦争の回避がうたわれています。人権や自由が保障される世界を求める権利があるのだということが28条に書いてあり、我々の目から見ると、「平

和への権利」や日本の憲法前文にある「平和的生存権」と同じ発想が国連人権宣言28条にすでに書き込まれているということです。なぜ「平和への権利」という文言を使わなかったかという「平和」について鋭い理論的対立があり「平和」という言葉を人権宣言の中に書き込むのはよくないと強く主張する人がいたので、少しわかりにくい条文ができたと聞いております。いま、世界人権宣言に並ぶ新しい人権「平和への権利」を基本的人権として認めようという運動がありまして、その流れにIADLは強い推進の立場にいます。そういう目からみると日本が戦後70年たって憲法に抵触するような動きをしているのは非常に気になるのです。

声明を読んでいただければわかるように、かなり正確に日本の動きをみて、なおかつ、どこが問題かということを描き出しています。要約すると、単に憲法に違反するというだけではなく、9条を変えるというのは国際法に違反するということが書いてあります。日本でこういうことを言っている人はあまりいませんが、国際的な活動をしている法律家からすると、日本の憲法は国際的な義務に結びつくのです。

立憲主義の議論について、安倍首相が「最後は解釈するのは私の責任です」と言っていますが、それはおかしい。憲法は首相、天皇を縛るものだ、というのが立憲主義の考え方です。縛られる人が勝手に縄をとくようなことを言うのは、確におかしい。

しかし、憲法を変えてしまえば立憲主義の拘束力はなくなるのか、という論点が次に出てきますが、それに対して今回のIADLの声明は、憲法はそもそも変えることはできないという主張です。つまり憲法を定めたのは、歴史をしてみると、戦争は惨禍を国民や周辺の国々にもたらした、これは2度とやりませんと日本国民は憲法に書いて誓いをたてたのだ。その誓いを自らやぶることはできないし、国民もやぶってはいけないのに、為政者の首相がやぶるのはますますおかしい、国際法の常識に反しますよという、指摘をしている。

資料にコスタリカの憲法裁判所の記録が来ていますが、一国で何かをやるというのは国際法的に何の関係もないのかという論点に対して、そうではない、国際的な拘束力は一国が宣言するだけで十分に発揮されるのだ、国際法の専門用語でいうとState practice(国家実行) というものです。代表的なものは原爆の問題で、原爆については国際司法裁判所が勧告的意見で、原爆の使用は国際法に違反すると言っていますが、それ以外にも日本の下田判決があり、原爆投下は国際法に照らしても違法だと言いました。国際法の学者は、これは非常に優れた、鋭い法理であり、国際的な拘束力があると言っています。判決ですら国際的拘束力があるわけですから、条約、ましてや憲法が、国際的拘束力はないのだ、いつでも改訂できるのだということにはならないのですよ、ということを知りやすくIADLの声明は言っています。非常に重要であります。

もう1つ、IADLの会長は70年前に行った原爆投下を我々は忘れてはいない、原爆投下は国際法に違反するどころか、国際犯罪であるということを改めて強く主張しています。日本がいじめられているという発想をとりません。全人類の立場からいって、原爆投下もいけなく、9条を踏みこむことも許さないと、2つの声明を並べて出しています。

原爆投下ということでは、IADL国際広報担当の事務局次長マジョーレ・コーンさんという人が文章を書きました。長崎の原爆投下した写真をわざわざ用いて原爆投下は国際法に違反すると専門の立場から論じているだけではなく、その後アメリカはもう1つ大きな戦争犯罪を行っている、ベトナムでの枯葉剤使用で、これについてもアメリカはきちんと補償するべきだという主張をしています。

このようなことについて、IADLは傍観者として、手をこまねいて見てきたわけではなく、非常にアクティブに関わってきました。1つは、米軍基地についてです。IADLは、5年に1回ほど国際会議を開いていますが、そのたびに「米軍基地は国際法上好ましくない、撤去すべきだ」と決議をあげ、1969年には、ベトナム派兵の際に米軍基地を使用するのが国際法に違反しているのではないかと、返還前の沖縄に調査団を派遣しています。1995年の9月に沖縄の少女が3人の米兵に乱暴され、沖縄県民が総決起したときにも、IADLは基地の問題は座視できないと、国際調査団を派遣し、つぶさに調査し報告書を作り、国連に提出しました。またJALISAなど日本の法律家団体は4回も訪米し、ペンタゴン、国務省、上院、下院の委員会の委員やスタッフに会って、いま沖縄の人はどういうことを問題にしているのか、アメリカはどういう態度をとるべきか、ということを書いてきました。

今後は、こういう見解は、まだまだ世界に広まっていないので、今日も記者会見をしましたが、IADLに加盟している各国で翻訳をして、それぞれの国の政府に広めたり、国連で働きかけたりするという動きをして、国際世論を作っていく、理論的に正しいことを支援するような動きを作っていきます。来年の6月にアジア太平洋法律家会議を、IADLが後援して行う予定です。本来は今年の6月に行う予定でしたが、残念ながらネパールの地震で1年延期になりましたが、その会議でも、この問題は去年から起こっている問題でしたから取り上げる予定でした。1年間延期になった期間を利用して、十分準備し、国際大会を成功に導くようにしていこうと思っています。

笹本

私の方からは、IADL声明ができた経緯と、9条に反するのがなぜ国際法的に違反するといえるのかを中心にお話します。

〈IADL声明ができた経緯〉

7月に安保法案が衆議院を通った時のロイター、ワシントンポスト、ニューヨークタイムズなど各国の新聞の1面のトップは「日本が戦後70年ではじめて軍隊を派遣して闘う国になる」という見出しでした。この問題を知らせなくてはいけないと思い、IADLの30人ほどのいる執行部のメーリングリストに送ろうと思いました。安保法案は英語になっていなかったもので、11項からなる複雑なものでしたが、ポイントを絞って苦労して英語にしました。安保法案の内容や新聞記事を紹介し、「集団的自衛



権は国連憲章では認められているが、日本では憲法9条があったため認めてこなかったのだが、それを今突破しようとしているのだから大変な事態になっている」ということをメーリングリストに流しました。すると、すぐさま反応がありました。

〈各国の法律家の反応〉(40ページ)

〈コスタリカの憲法裁判所判決から〉

コスタリカは、憲法で軍隊を廃止している国ですが、コスタリカの法律家、ロベルト・サモラ氏は、「日本の非武装化」と書いてあるポツダム宣言を日本は受諾して、9条が成り立っているのだから、9条は一種の国際条約で国際的な義務が発生する、これを破ったら大変であると言っています。

ロベルト氏は、コスタリカ政府が、イラク戦争の有志連合に入ったのは憲法違反であるという裁判を学生のときに起こし勝利判決を得た法律家です。コスタリカは80年代、中米で紛争があったとき、モンヘ大統領が中立宣言を国際的に発表しました。それは条約でもなく、一方的に宣言をただけでしたが、一国が一方的に宣言しただけでも、中立かどうかというのは自分の国だけではなく世界に向けて宣言したわけだから、単なる道義的な意味だけではなく、国際法的にも責任を負うのだということを、コスタリカの憲法裁判所が、イラク戦争違憲判決の中で認定しました。それと同じような考え方が9条でもできるのではないかと、ロベルト氏は強く主張していて、日本の9条も、日本に対してだけでなく、世界に対して言っていて、単なる道義的な義務ではなく、法的な義務もあるのだ、これを突破する今回の安保法案はおかしいのだという熱烈なメールがきて、声明にも取り入れられました。

〈IADLと憲法9条〉

IADLはこの間、9条を日本だけの問題だけではなく、世界全体の問題としてとらえてきました。2008年に9条世界会議が日本で開かれましたが、そこでも9条は、アジアの安全保障を作っている1つの法制である、9条がなかったらアジアは戦争が起きていたような状態で、9条があるからこそ平和が保たれてきた、だからこそ9条は、日本国内だけではなく、世界の市民が守っていくべき課題ではないかということが話されました。そのような問題意識のもと、IADLは、グローバル9条キャンペーン、9条世界会議など積極的に取り組んできました。このような流れがあったので、安保法制反対を支持する声がすぐさま上がったのだと思います。

〈国連憲章2条4項と9条の関係〉

声明は、国連憲章2条4項にも触れています。それは、武力行使禁止の原則で、国連憲章の中でも最も根本的な条文ですが、ほとんど同じ文言が日本の9条1項に書いてあります。時期的なことも考えると、この国連憲章を受けて、日本の9条ができ、また、戦争を違法化した不戦条約(1928年)も受けて憲法9条ができたということなのです。つまり国際法の流れを受けて、その成果として9条があるわけですので、「9条は国際法の一部である、だから9条を破ることは国際法を破ること」と、フランスの90歳をすぎた法律家がいつも言っています。ですから、国際法から見て

も安保法制は問題であるとIADL声明でも言っています。

〈平和的生存権と安保法制〉

IADL声明の最後に、今回の安保法制は平和的生存権をも侵害すると書いてあります。平和的生存権は、日本の憲法前文で明文化されていますが、世界中で日本しかありません。しかも、平和的生存権についての判例もあり、長沼訴訟では「戦争に巻き込まれない権利」として、イラク派兵訴訟では「戦争に加担しない権利」として平和的生存権が認められてきました。今回の集団的自衛権が認められると、巻き込まれない権利、戦争に加担しない権利の両方に反することになります。ですから、今回の安保法制は平和的生存権をも侵害することになるのです。

〈国連憲章前文と憲法9条1項〉

国連憲章の前文は、政府間の条約であるにもかかわらず、「人びとは (peoples)」で始まっています。「連合国は」ではありません。人々が中心だということで、個人の権利として2度と戦争を繰り返さないということが、解釈として読みこむことができます。

また、日本国憲法9条1項も、主語が日本国民 (Japanese people) になっています。日本の国民が戦争をしないと書いてあります。政府を規制するものではありませんが、主語が国民になっています。これも、平和への権利の1つの根拠条文になると思います。

〈平和への権利〉

国連の人権理事会で、2008年以降、平和への権利や平和的生存権を国際人権にしようという議論をしてきました。IADLや私たちJALISAはジュネーブに行き、訴え続けてきています。なぜ、このような活動をしているかということ、これも憲法前文に書いてありますが、平和的生存権の主語は、日本国民だけではなく「全世界の国民が」平和的生存権を有する、と書いてあるのです。そのためこの権利は世界中に広めなければならない権利だということ、国連に行って、平和的生存権を世界のものにしようとして努力しています。

ですから、安保法案は、9条に反するというだけではなく、平和的生存権にも違反するという点に注目してもらいたいと思います。

実は、この平和への権利が国連で議論になったのは、イラク戦争がきっかけでした。アメリカは国連の承認なしにイラク戦争を始めました。そのときに、平和が人権になっていたら、イラク戦争を止めることができたかもしれないと、スペイン国際人権法律家協会というNGOが始めた運動です。その考え方は、日本の平和的生存権に一致していますし、日本は平和的生存権があったから裁判に訴えることもできたわけで、それを世界各地で可能にする、アメリカがイラク戦争を起こすようなときに、事前に抑制できるような形で、人権として各国で使えていけたら世界は変わるのではないかと世界で運動を始めています。ですから、安保法制はもちろん9条に違反しますが、平和的生存権にも違反するのだということを強調して訴えていきたいと思っています。国連でも国際法典化するようがんばりたいです。

国連でも、平和への権利に反対するのは、アメリカやヨーロッパで、戦争をするような国です。世界の三分の2の途上国は、平和への権利を国際法典化させようとしています。もっと世論が広まれば、成立にもっていけるのではないかと思います。

〈国連憲章26条（軍縮の義務）〉

国際法上の根拠として、もう1つ付け加えたいのは、“広島、長崎”の声明には書かれていますが、安保法制は、国連憲章26条（軍縮の義務）にも反しているということです。26条は、世界の人的・経済的資源を平和と安全のために使うという軍縮義務が書かれている条文です。

IADLは、国際的な法律家団体ですから、国連憲章や各国の憲法や判決から声明を出すという活動をしています。国際的な広い視野から、いまの日本の問題を指摘するという特徴があると思います。

飯島

日本にいと、例えば「アメリカが賛成しています」、「オーストラリアが賛成しています」という声が開聞こえると思いますが、確かに両国は賛成しています。今年の5月14日のアメリカ軍の機関誌には、アメリカの2016年の軍事予算において、日本が集団的自衛権を行使するから、アメリカは軍事費を減らすのだと堂々と書かれています。アメリカやオーストラリアは、日本が代わりに戦ってくれるのであれば、それは賛成するでしょう。しかし、国際社会はどう見ているのだろうかということは正確に見るべきだと思います。

笹本弁護士から紹介がありましたが、いま国連人権理事会で平和を人権にしようという議論があります。アジア、アフリカの国は、平和への権利を何とか国際法典化しようとしています。中国とフィリピン、ベトナムは関係が悪化していると言われていますが、ASEAN諸国も平和への権利を国際法典化しようとしています。国際法典化するときに、日本の平和的生存権が大きな道しるべにされています。それを換えようという動きにIADLは危機感を持っています。

私は7月15日に国会周辺で戦争をさせない1000人委員会の事務局次長として発言をしました。志井委員長、岡田代表、吉田党首もいましたが、まわりに外国の記者も大変多くいらっしゃいました。ジュネーブの新聞にも“憲法違反だ”と記事が載っていましたが、今まで戦わないと言っていた自衛隊が世界中で戦えるようになるのですから、明らかに憲法違反でしょう。そういう法律を作ろうということ自体、国際平和から見ると問題です。単なる一国だけの問題ではありません。ですから、外国でも注目されているわけです。

イラク戦争が成功だと思っている人は世界にほとんどいないでしょう。多くの市民を殺し、15万人以上の民間人が亡くなって、難民は何百万人かわからない、そういうことを2度としてはいけないということで、平和への権利を国際法典化しようとしている。その1つの指針が日本の憲法なのに、その憲法が変えられようとしている。国際的な流れに逆行しています。それが憲法前文にうたわれている国際協調主義なののでしょうか。安保法制は、日本国内だけではなく国際的に懸念を持たれている重要な問題なのだとすることを訴えさせていただきたいと思います。（記者会見の様子はIWJでご覧になれます。<http://www.ustream.tv/recorded/71220719>）